

日本評論社

**新** 法令解釈・作成の常識

吉田利宏

## 下位法令への委任規定

行政立法のうち、国民の権利義務にかかわるものを法規命令といいます。法規命令のうち、国民の権利を制限し、義務を課す内容を形作るようなものは、法律の委任がないと定めることはできません。普通、こうした法規命令は、「政令に定めるところにより」などとする法律の規定を受けて定められます。これを「委任命令」といいます。これとは別に、法律を執行するための純粹に手続的な法規命令は「執行命令（実施命令）」と呼ばれています。たとえば「届出の様式」を定める省令の規定は、この執行命令に当たるとでしょう。執行命令は、教科書的には、当然に行政機関の命令で定めることができると思われています。つまり、法律による個別の委任規定は必要ないのです。ただ、実際には、次のような執行命令の根拠とも読める規定が雑則には置かれています。その意味としては、念のための規定と考えられています。法規命令なのか執行命令なのか、判然としない場合もあり、それがこうした規定が生まれる背景となっているのでしよう。ただ、純粹に「念のため」の意味しかないのかといえ、そうでもありません。執行命令をどのような法令をもって定めるのかの立法者の意思を明らかにする意味があるからです。政令で定めるのか、それとも省令で定めるのかなどを明らかにする意味合いがあります。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

## 著者

よしだ としひろ  
吉田 利宏 元衆議院法制局参事

1963年生まれ。1987年衆議院法制局入局。以後15年にわたり議員立法や修正案の作成に参画。主な著書に、『新法令用語の常識』（日本評論社）、『法実務からみた行政法』『法令読解心得帖』（共著、日本評論社）、『政策立案者のための条例づくり入門』（共著、学陽書房）、『つかむ・つかえる行政法』『法学のお作法』（法律文化社）、『元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術』『同 法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方』（ダイヤモンド社）などがある。

## しんほうれいかいしゃく さくせい じょうしき 新法令解釈・作成の常識

2017年4月15日 第1版第1刷発行

---

著者——吉田利宏  
発行者——串崎 浩  
発行所——株式会社 日本評論社  
〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4  
電話03-3987-8621（販売：FAX - 8590）  
03-3987-8592（編集）  
<https://www.nippyo.co.jp/> 振替 00100-3-16  
印刷所——精文堂印刷  
製本所——難波製本  
装丁——林 健造

---

**JCOPY** 〈(社)出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構（電話03-3513-6969、FAX03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキヤニング等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。

検印省略 ©2017 Toshihiro Yoshida

ISBN978-4-535-52246-6

Printed in Japan